

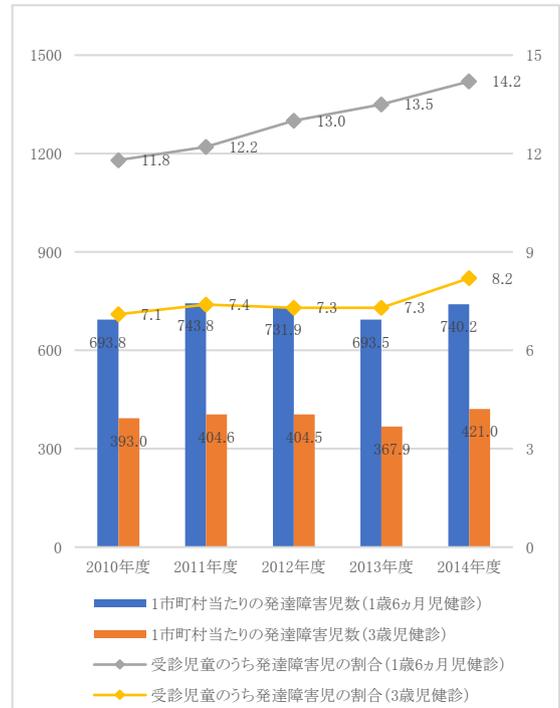
発達障害児の推移が示唆する保育士資格の課題について

【1歳6か月児健診】 (単位:市町村、人)

区分	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度
発達障害児数が確認できた市町村数(a)	18	19	21	23	23
1歳6か月児健診を受診した児童数(b)	106,080	116,079	118,358	118,256	119,944
うち発達障害児数(c)	12,488	14,133	15,369	15,951	17,024
受診児童のうち発達障害児の割合(c/b)	11.8%	12.2%	13.0%	13.5%	14.2%
1市町村当たりの発達障害児数(c/a)	693.8	743.8	731.9	693.5	740.2

【3歳児健診】 (単位:市町村、人)

区分	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度
発達障害児数が確認できた市町村数(a)	20	22	22	25	24
3歳児健診を受診した児童数(b)	111,223	120,830	121,571	125,589	123,350
うち発達障害児数(c)	7,859	8,901	8,898	9,198	10,105
受診児童のうち発達障害児の割合(c/b)	7.1%	7.4%	7.3%	7.3%	8.2%
1市町村当たりの発達障害児数(c/a)	393.0	404.6	404.5	367.9	421.0



※本表における「発達障害児」は乳幼児健診の結果、市町村が発達障害の疑いがあるとした児童であり、医師の診断の有無は問わない
 ※総務省の作成の表及びグラフを当レポート用に加工したものと

出所:総務省行政評価局「発達障害者支援に関する行政評価・監視 結果報告書」(2017年1月)

http://www.soumu.go.jp/main_content/000458776.pdf

2012年に文部科学省が実施した全国の公立小学校に在籍する児童・生徒を対象とした調査では、発達障害の可能性のある子どもの割合は推定で6.5%という結果となった。つまり100人の子どものうち7人近くが発達障害またはその可能性があるということである。

小学校在籍児童で推定6.5%の子どものが発達障害の疑いがあるということであるが、未就学児ではどのような状況かという、総務省が乳幼児健診時に発達障害児の発見のためにどのような取組をおこなっているか31市町村を対象に調査した際に、発達障害の疑いのある子どもの割合も集計している。

上の表は2017年に総務省行政評価局が報告書に記載した「乳幼児健診により発達障害が疑われた児童の割合」を本レポート用に加工したものである。医師の診断の有無ではなく発達障害の恐れがあると市町村が認定した子どもの数ではあるが、1歳6か月児健診では2010年に12,488人だったのが2014年では17,024人と4,536人増えている。3歳児健診では、2010年に7,859人であったものが2014年には10,105人と2,246人増えている。特に注目すべき点としては受診児童における割合であり、2014年の1歳6か月児健診では14.2%、3歳児健診では8.2%と、100人中10人前後が発達障害の疑いがあるとされている。

発達障害とは先天的な脳と神経の障害であり、「自閉症スペクトラム(ASD)」「注意欠陥・多動性障害(ADHD)」「学習障害(LD)」の三つが単独または併存した状態をいい、併存している方が、対人コミュニケーションを始めと

した社会的スキルに難が出やすいものとされている。

現在、その増える発達障害児への主な対応としては、認可保育所での障害児保育の実施・推進、障害福祉サービスとして「放課後等デイサービス」や「児童発達支援事業所」での通所による療育が挙げられる。そのいずれも、発達障害児と直接的に関わる役割を担うのは保育士となっているが、発達障害に関する専門的な知識を有する保育士の数は少ないのが現状である。これは、専門知識を得る場が養成学校での授業や、自治体や民間機関が行う研修に自主的に参加するくらいしかないためである。また、専門知識を測るものの一つである資格においても、発達障害の分野に関する国家資格は「特別支援学校教諭免許状」のみであり、これは教諭の普通免許を保有していなければならず、保育士資格のみの者は取得することができない。

現在、世界の情勢に日本も従い、障害児(者)と健常者の共生社会や、インクルーシブ保育などが進められる方向性となっているが、そもそも発達障害児に対して適切な療育ができる体制や手法が確立されていない状況では、多くの弊害がでることが予測される。そのためにも、まずは発達障害児に対して専門的知識を身に付けることができる制度や資格の整備が必要となっている。

●当レポートは、信頼できると思われる各種データに基づいて作成されていますが、当社はその正確性、完全性を保証するものではありません。当レポートのご利用に際しては、ご自身の判断にてお願い申し上げます。また、当レポートは執筆者の見解に基づき作成されたものであり、当社の統一した見解を示すものではありません。なお、当レポートに記載された内容は予告なしに変更されることもあります。当レポートは著作物であり、著作権法に基づき保護されています。当レポートの全文又は一部を著作権法の定める範囲を超えて無断で複製、翻訳、翻案、出版、販売、貸与、転載することを禁じます。